

ニューノーマル創出支援事業費補助金に係るQ & A

NO	項目	質問事項	回答
1	制度全般	制度創設の狙いはどのようなものか。	・県内事業者からは、「今はまだ街やお店に全く人が戻ってこない状況なので、客足を戻す、あるいは新しいビジネスの方法でお店に足を運んでもらう取り組みを支援してほしい」という意見が挙がっており、コロナ禍においても地域経済とにぎわいの回復を実現するため、ニューノーマルのトレンドを先取りし、将来にわたって前向きにビジネスを展開していくための制度として創設しました。
2		想定件数は何件か。	・15件を想定しています。
3		事業の概要と流れを教えてください。	・ストップコロナ！対策認定制度の認定を受けた3者以上の事業者が連携した団体から事業プランの提案をいただき、県が審査会を実施したうえで、モデル的な事業を選定し、事業費の3分の2以内、1,000千円を上限に補助するものです。
4		補助率、補助上限を教えてください。	・補助率：2/3以内（ただし、ハード事業に係る経費は対象経費全体の2/3以内） ・補助上限：1,000千円
5	申請関係	申請書はどこで入手できるのか。	・県HPに申請様式が掲載してあるので、ダウンロードして御活用ください。
6		どこに申請したらよいのか。	・受付期間内に県地域企業支援課まで御提出ください。
7		どのように申請したらよいのか。	・郵送もしくは持参し御提出ください。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送提出にご協力をお願いします。
8		受付期間はいつか。	・令和4年7月25日（月）～9月7日（水）
9		事業の実施期間はいつからいつまでか。	・交付決定日～令和5年2月15日（水）までです。
10		申請書に不備があった場合は、どうなるか。	・県から申請者に電話連絡を行いますので、県の指示に従ってください。（指定の期日までに書類の修正や追加資料の提出にご対応いただけない場合、申請を取り下げたものとして扱わせていただきます。）
11	認定審査会	審査会の採択結果はどのようにわかるか。	・審査委員会終了後、速やかに採択、不採択に関わらず、郵送で通知します。
12	対象事業者	どのような事業者が対象事業者となるのか。	・ストップコロナ！対策認定制度の認定を取得した群馬県内に事業所を有する小売や飲食サービス業等を含む3事業者以上の中小企業者で構成される団体が対象となっており、団体の法人格の有無は問いません。
13		複数事業者の具体的なイメージはどのようなものか。	・団体の具体例としては、商店街の飲食店や小売店などが連携した団体や地域の飲食店などが連携した団体といった任意の団体も対象としています。
14		1つの事業者が、複数の団体の構成員となることは可能か。	・可能ですが、複数の団体の構成員となっている場合は、対象要件としている3者以上の構成員（3者のうちの1者）に含めることはできません。
15		同一団体で複数のニューノーマル事業を行おうとしているが、3事業者ずつの団体に分けて申請することは可能か。	・可能です。ただし、内容については審査委員会で審査します。
16		すでに実施済みの事業も対象になるのか。	・対象外です。 ・対象となる事業期間は交付決定日から令和5年2月15日(水)となります。

ニューノーマル創出支援事業費補助金に係るQ & A

NO	項目	質問事項	回答
17	対象事業	どのような事業が対象となるのか。	<p>・ニューノーマルの視点に立った新たな地域の活性化に繋がる事業として、商品開発やデジタル技術を活用したECモール等への出店、ウェブサイト構築、キャッシュレス対応等新たなサービスの提供に新たに取り組む事業者を応援する内容としています。</p> <p>・その他、テイクアウトやデリバリーを周知するWebサイトやチラシの作成、ドライブスルーでの商品販売フェア、共同での新名物開発等、地域の活性化や消費喚起に繋がる取り組みなどを想定しています。</p> <p>[事業例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルコンテンツを活用した販路拡大事業 ・ウォークスルー形式で行うキッチンカーを集めた食のイベント ・複数の飲食店で使用できる有効期限付きの食事券の販売及びそのPR ・商店街のキャッシュレス推進を図るための事業 ・おもてなしや衛生管理等に関する研修の実施や従業員向けコンテンツの共同開発
18		個店の飛沫感染防止等の設備導入は対象となるのか。	<p>・ニューノーマルに向けた個店が実施する飛沫感染防止等の設備導入については、「新型コロナウイルス感染症対応資金」の活用により、対応が図れるものと考えておりますが、事業の実施に必要と認められる場合は対象となります。</p>
19	その他	補助金はいつ振り込まれるか。	<p>・事業完了後、県に実績報告書を提出します。県は実績報告を受理後、審査を行い、概ね2週間程度で額の確定通知を郵送します。確定通知郵送後、概ね2週間程度で交付申請書に記載の口座に振り込みます。</p>
20		昨年度の制度と異なる点は何か。	<p>(R3年度) 補助率：2/3、補助上限額：1,000千円 ハード事業に係る経費は補助対象経費全体の1/2以内とする。</p> <p>(R4年度) 補助率：2/3、補助上限額：1,000千円 ハード事業に係る経費は補助対象経費全体の2/3以内とする。</p>